

平成24年1月24日

第2353号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可（33、34・水産漁港課）…………… 1
- 証紙売りさばきの廃止の届出（35～37・会計課）…………… 2
- 道路区域の変更及び供用開始（38、39・由利地域振興局建設部）…………… 2

公 告

- 土地改良区の役員の退任の届出（秋田地域振興局農林部）…………… 3
- 土地改良区の定款変更の認可（由利地域振興局農林部）…………… 3

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（2）…………… 3
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（3）…………… 3

告 示

秋田県告示第33号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功認可をしたので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

平成24年1月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 埋立工事しゅん功認可の日 平成24年1月16日
- 2 埋立免許を受けた者の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称 秋田県
 - (2) 住所 秋田市山王四丁目1番1号
 - (3) 代表者の氏名 秋田県知事 佐 竹 敬 久
- 3 埋立免許を受けた場所及び面積
 - (1) 場所 山本郡八峰町八森字横間157番地から160番地を経て99番地に至る間の土地に接する無番地の地先の公有水面
 - (2) 面積 250.68平方メートル
- 4 埋立免許の日及び番号 平成23年4月19日 指令水-183
- 5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 山本郡八峰町

秋田県告示第34号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功認可をしたので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

平成24年1月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 埋立工事しゅん功認可の日 平成24年1月16日
- 2 埋立免許を受けた者の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称 秋田県
 - (2) 住所 秋田市山王四丁目1番1号
 - (3) 代表者の氏名 秋田県知事 佐 竹 敬 久
- 3 埋立免許を受けた場所及び面積
 - (1) 場所 山本郡八峰町八森字岩館16番地1及び18番地1の地先の公有水面
 - (2) 面積 205.67平方メートル
- 4 埋立免許の日及び番号 平成23年4月19日 指令水-184
- 5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 山本郡八峰町

秋田県告示第35号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第57条第4項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成24年1月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名

横手市四日町5番11号 杉 田 富 美

秋田県告示第36号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第57条第4項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成24年1月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名

横手市大森町字大森184 柴 田 康 二 郎

秋田県告示第37号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第57条第4項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成24年1月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名

由利本荘市西目町沼田字弁天前40-150 長谷川 廣

秋田県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し供用を開始する。

平成24年1月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	横手東由利線	由利本荘市東由利老方字森ノ越31番地1地先	4.10～5.20	0.073
	新	横手東由利線	〃	4.10～16.60	0.073

2 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年1月24日から同年2月6日まで

秋田県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し供用を開始する。

平成24年1月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	横手東由利線	由利本荘市東由利老方字大場台24番地4地先から24番地19地先まで	5.60～9.40	0.105
	新	横手東由利線	〃	10.90～23.50	0.105

2 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利地域振興局建設部用地課
 (2) 期間 平成24年1月24日から同年2月6日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田市上北手猿田土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年1月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任監事の住所及び氏名

秋田市上北手猿田字砂子沢175番地

山 影 忠 義

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西目土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年1月16日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年1月24日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

選挙管理委員会告示

秋選管告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成24年1月24日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,387

3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

219,890

秋選管告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成24年1月24日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	89,143
能代市山本郡	26,061
横手市	27,814
大館市	22,245
男鹿市	9,465
湯沢市雄勝郡	20,231
鹿角市鹿角郡	11,512
由利本荘市	23,875
潟上市	9,606
大仙市仙北郡	31,549
北秋田市北秋田郡	11,352
にかほ市	7,647
仙北市	8,472
南秋田郡	7,480

正 誤

ページ	行	誤	正
-----	---	---	---

平成22年12月21日（第2242号）掲載の秋田県告示第599号（公有水面埋立免許願書の提出）
（原稿誤り）

3	27	字滝の間157、158、159及び160番地並びに同所字横間99番地の地先公有水面	字横間157番地から160番地を経て99番地に至る間の土地に接する無番地の地先の公有水面 字横間157番地から160番地を経て99番地に至る間の土地に接する無番地の地先の公有水面及び同字99番地の地内
	30	字滝の間157、158、159及び160番地の地先公有水面並びに同所字横間99番地の地内及び地先公有水面	

平成23年4月26日（第2277号）掲載の秋田県告示第199号（公有水面の埋立ての免許）
（原稿誤り）

1	終わりから10	字滝の間157、158、159及び160番地並びに同所字横間99番地の地先公有水面	字横間157番地から160番地を経て99番地に至る間の土地に接する無番地の地先の公有水面 字横間157番地から160番地を経て99番地に至る間の土地に接する無番地の地先の公有水面及び同字99番地の地内
	終わりから7	字滝の間157、158、159及び160番地の地先公有水面並びに同所字横間99番地の地内及び地先公有水面	

発行者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)
印刷所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号
秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号

印刷者 松原 繁雄